

法令遵守要綱

文書番号	要綱 309
改訂版数	第 1 版

第1版制定日	2020年11月1日
改訂日	

就労継続支援B型事業所キャロットハウス
〒267-0054 千葉県緑区大高町43番42 ☎043(488)5140
特定非営利活動法人 農福共生研究会

法令遵守要綱

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	作成
第1版 制定	2020/11/01	・新規作成・制定	有村	秋葉

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
第1条 目的	3
第2条 適用範囲	3
第3条 運用	3
第4条 法令遵守責任者の役割	3
第5条 法令遵守体制	3
第6条 法令遵守の確認・対応	3
第7条 理事会への報告	4
第8条 法令遵守の評価・確認	4
第9条 業務執行状況の監査	4

法令遵守要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人農福共生研究会(以下「本法人」といいます。)が運営する就労継続支援B型事業所キャロットハウス(以下「本事業所」といいます。)の健全な事業の運営にあたり、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 この要綱では法令遵守を、法令、条例、通達等法に加え本法人が定める諸規程・規則、要綱その他の規則等を遵守するという意味でのコンプライアンスとして広く捉え、社会人として求められる倫理・行動規範を全うすることをいいます。

(運用)

第3条 本要綱は、本事業所の事業運営に関わる協議に基づき所長が起案し、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。

2 配布・回収

- (1) 本要綱の最新版は、本事業所本部に常備し、本事業所関係者が常時閲覧可能な状態にしておくこととします。
- (2) 本要綱を改定した場合、必要に応じ最新版を本事業所関係者に配布します。その際、旧版の回収は配布を受けた関係者の廃棄により替えることができます。

(法令遵守責任者の役割)

第4条 法令遵守責任者は、本法人全体の法令遵守体制確保のため、本事業所及び職員に対するコンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、本事業所に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担います。

2 本法人において法令遵守責任者は、理事長が担うものとします。

(法令遵守体制)

第5条 法令遵守責任者は、本事業所の職員会議に於いてコンプライアンス推進を肝要な議題として取り扱います。

- 2 法令遵守責任者は、職員からの報告を受け、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、検討会議を開催し問題の解決、処理等の対応にあたります。
- 3 法令遵守の周知徹底のため、毎月開催する職員会議において職員にコンプライアンス状況の報告を求め、課題について協議します。

(法令遵守の確認・対応)

第6条 本事業所のサービスに対する人員・設備・運営規程の適合状況について、全職員が日常的に確認し法令遵守責任者の再確認を得るものとします。

2 訓練等給付費の請求にあたっては、請求担当者は、訓練等サービス記録と請求との差異の有無

法令遵守要綱

を確認し、所長の確認を得るものとします。

- 3 法令遵守責任者は職員からの報告、または職員その他からの通報等を踏まえ、規程等の不適合事項、訓練等報酬請求の誤り、その他コンプライアンスに反する事項については、速やかに必要な措置を講じるものとします。

(理事会への報告)

第7条 法令遵守責任者は運営規程並びに関連遵守事項および請求事務等を確認した内容を、定期の理事会において報告し承認を得ます。また前項に違反のある場合には監事に報告をし監査を受け、必要に応じて定期理事会以外に理事会の招集を求め報告するものとします。

(法令遵守の評価・確認)

第8条 法令遵守責任者は『法令遵守体制』『法令遵守の確認・対応』について、その状況及び実効性について評価し、その結果必要な事項については、改善を進めるものとします。

(業務執行状況の監査)

第9条 監事は定期的に業務執行状況ならびに会計状況を必要に応じて、関係書類ならびに関係者への聴取などの方法により効果的に監査するものとします。